札幌市市有建築物のあり方検討委員会設置要綱

平成25年3月28日市長政策室長決裁

(設置)

第1条 札幌市における少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少など、今後の 人口構造の変化に伴う多様な市民ニーズに対応した効果的かつ効率的な市有 建築物のあり方について検討するため、札幌市市有建築物のあり方検討委員 会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 今後の市有建築物の効果的かつ効率的な配置について検討し、提言を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市有建築物のあり方に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の 決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明 又は意見を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会において公開を相当でないと 認める場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(謝礼)

第8条 委員に対して、会議1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

- 第9条 委員会の事務局は、札幌市市長政策室政策企画部政策調整課に置く。 (委任)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。